



第 66号

代田・九条の会News

2014/5/14

編集

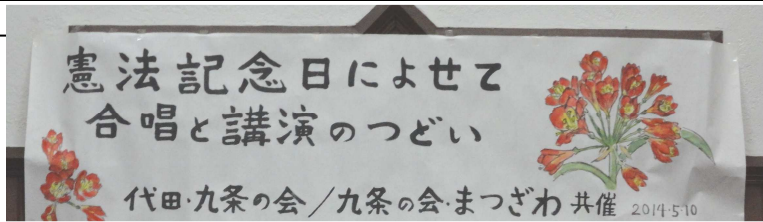
代田・九条の会

小澤 清子

伊東 宏

itohiroshi1007@gmail.com

ホームページ : <http://www.procyon.sakuraweb.com/>



67周年(1947/5/3施行)になる憲法記念のつどいが、代田・九条の会と九条の会・まつざわの共催で、快晴の5月10日(土)、ナザレン教団下北沢教会で開かれ、60名が参加しました。

時あたかも、安倍自民党政権が集団的自衛権を巡り、国会審議すら行わず閣議決定という行政機関の決定をもって、解釈改憲で強引に容認しようと企てている重要な時期に当たります。これに対して私達はこの企てを粉碎しなければなりません。

会は、岩瀬薫さんの司会で始まり、男女20名の杉並9条の歌合唱団のみなさんが、伊藤辰雄さんの指揮で、会場に響き渡る堂々たる混声合唱が披露され、喝さいを浴びました。曲目は、「花」「我が窮状」「骨のうたう」「生命のふるさと」の四曲で、伊藤さんの作曲・編曲によるもので「憲法九条」「平和」を主題にしたオリジナルなものでした。

下北沢教会の諏訪鋭一郎牧師が、国際関係を左右する外交の難しさとその重要性を、日露戦争と小村寿太郎の例を挙げて話された。

丸山重威氏が「安倍改憲戦略とメディア」と題して講演をされた。丸山氏は、共同通信記者の後、関東学院大の教授などを務められ、現在は日本ジャーナリスト協会の事務局次長をされており、現代政治とメディア論の専門家です。十数枚の資料を準備され、新聞記事をもとに具体的にわかりやすく話された。

安倍氏は岸信介元首相(A級戦犯でもあった)の孫であり、その思想形成にそのことが大きく影響していると指摘された。安倍氏の政治目的は「戦争ができる国」への憲法改正であり、そのために意に沿う人事の配置、大新聞などのメディア幹部の懐柔をはじめ、秘密保護法制定、武器輸出の解禁、原発の再稼働などあらゆる手だてをすべて関連させてきています。こうした準備の上に、集団的自衛権の容認で現行の憲法九条を骨抜きにしようとしています。

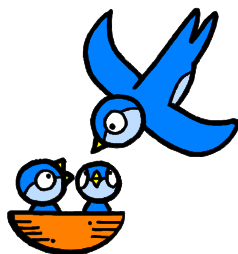
一方、安倍首相を内閣支持率5割以上という報道が支えています。これらの動きに対抗して平和を守り九条を守る私たちは、日本国憲法の理想を守り「立憲主義」「民主主義」を砦に、この動きを阻止していかなければならないと結ばれた。

活発な質疑応答の後、高岡さんから、6月4日の「九条の会 東京のつどい」と10日の九条の会発足10周年講演会の紹介が行われた。また、世田谷区在住の中学生から、世田谷・九条の会によせられた質問と対応についての紹介もされました。

会代表の野間口さんが閉会の決意表明を行いました。(代田5丁目・野間口 至)

骨のうたう 作詞・武内浩三 補作詩・中井利亮 作曲・伊藤辰雄

戦死やあわれ 兵隊の死ぬやあわれ 遠い他国で誰も知らない所で、ひよんと死ぬるやあわれ
 ふるさとの恋人の目やひよんと消ゆるや 国のため大君のため死んでしもうやその心や
 戦死やあわれ 兵隊の死ぬやあわれ 白い箱にて故郷を眺める 音もなくなんにもなく
 帰っては来ましたけれど 故国の人の上よそしさや 自分の事務や女の身だしなみが大切で
 骨は骨 骨を愛する人もなし 骨は骨として勲章をもらい 高くあがめられ誉れは高し
 骨は聞きたかった 絶大な愛情のひびきを
 ああ 戦死やあわれ 兵隊の死ぬやあわれ こらえきれない寂しさを
 国のため 大君のため死んでしもうや その心やあわれ



憲法記念日によせて・合唱と講演のつどい アンケート より

1 杉並9条の歌合唱団の歌について

- ・ あたたかく柔かい歌声による「花」で心がすっとおだやかになり、音楽の力を感じ、次の曲からは激しく彼らの志が伝わってきました。この企画は成功だと思います。
- ・ とても美しいハーモニーで、歌の詩の内容とともに大変感激しました。
- ・ きよらかな歌声の中から反戦の意思がうかがわれすばらしく心打たれました。
- ・ 素晴らしい歌声に勇気づけられました。ピアノの伴奏がすばらしかった。
- ・ すばらしかったです。自分もやってみたいと思いました。
- ・ 選曲もよかったですし、男声、女声いっしょのコーラスは若々しくとてもすてきでした。近くであれば私も一緒に参加させて頂きたいくらいです。合唱はいいです。
- ・ 合唱を聞くのは珍しいのですが、集団の迫力と内容の重みに自然と心ひかれました。
- ・ 合唱で九条（窮状）の問題を表現する「うたの力」は素晴らしい。



杉並9条の歌合唱団のみなさん

2 丸山重威さんの講演について

- ・ メディアと安倍政権について、もっと時間がほしかった。榑井会長の辞任の運動とか、もっと国民世論を高めていく必要があると思う。
- ・ 安倍政権の暴走ぶりの焦点を具体的に解説された。おもしろく拝聴。メディアのあり方には、より注意深く向きたいと感じました。
- ・ 具体的な話でおもしろかった。マスコミに関する話が興味深かった。
- ・ この数年の重大な事態の進行を整理してふり返ることができました。東京新聞の躍進の内側がさすがでした。NHKに関しても我々視聴者の声の動かし可能性ありとの指摘は、重要だと思います。
- ・ ジャーナリストとしての立場からのお話は興味深かったです。「東京新聞がいいよ」と言っていた人がいる。今日の話で納得。
- ・ レジメが充実してお話が分かりやすかった。アベの暴走を早く食い止めてほしい。
- ・ ジャーナリストの方らしく、たくさんの資料をあげて多方面にわたって今の状況を分かりやすく話して下さってありがたかった。
- ・ 憲法の資料など、丁寧なレジメを作って頂いて有難うございます。
- ・ 現在の政治状況を詳しく説明して頂き解り易かった。膨大なレジメに感謝します。自宅でよく勉強します。
- ・ 現状打破のために、ノンポリの友人にどう伝えればよいかの関心で勉強会に参加しました。今日の問題を広く紹介して頂きました。個別にはこれから勉強を進めていきます。
- ・ 96条の話が立ち消えになった理由がよく解った。



講演をする丸山重威さん

3 今日の集い全体について、ご感想・ご意見など

- ・ 合唱との組み合わせが、憲法への関心をやさしく導いて下さって講演に身を入れて拝聴できた。
- ・ 大変時宜にかなった良い企画だったと思います。
- ・ 今の重苦しい空気の中、教会での集いは何か隠れキリシタンのような気分。参会者の方々への信頼と同時にこのままではならないと強く思いました。
- ・ 教会の雰囲気は素晴らしい。人数が少なくて惜しかった。
- ・ 杉並との交流はよかったです。今後もほかの会と合同もよいと思います。
- ・ 合唱も講師のお話もとても豊かな内容だった。



日本ナザレン教団・下北沢教会の諏訪鋭一郎・牧師

4 九条の会の取り組みについての希望や提案など、

- ・ 会員が若い人、家族にどのように憲法9条について語り合っているのか報告しあえるといいですね。
- ・ もっともっと身近な人たちに声をかけ広げていきたいと思ひます。
- ・ 杉並もそうですが、どうすれば若者の参加が得られるか工夫と経験の交流を。よい先生が中学校・高校からいなくなってしまうのが一番心配です。

5 その他（何でも結構です）

- ・ 丸山先生の中国の脅威に関する解説を伺って胸がすっとしました。
- ・ 参加者が非常に少ない。丸山先生の貴重な講演をもっと多くの人に聞かせたかった。

福島の人びとの犠牲の上に 私たちの生活が成り立っている

4月18～19日、復興支援・福島の被災地を訪ねる旅に行ってきました。1日目夜の高木美知子さん（元高校養護教諭）からは、「3月11日は吹雪・雷・地震・津波と天体異変が起き、鳥や獣がいなくなり、原発事故発生、白い雨が降った。その直後から風評被害により、食糧・石油などが入って来なくなり、避難所の体育館は暖房も無く高齢者は大変であった。文科省・厚労省に、福島の子どもの実態を訴え要求を提出した。」ことなど貴重なお話しを伺った。

2日目、伊東達也さん（元県議・浜通り医療生協理事長・原発問題住民運動全国連絡センター筆頭代表委員）の案内で、いわき市、広野町、楡葉町、富岡町に行きました。福島第2原発が楡葉町と富岡町にまたがっているのは、設置を有利に運ぶ為であったと聞き、大企業の戦略の怖さを感じました。楡葉町は、4月から一部を除いて避難指示解除地域になりましたが、放射線汚染物の入ったフレキシブルコンテナバックが山積にされた中で生活している。楡葉町の600年を超える宝鏡寺は、いまだ避難準備地域にあり、早川篤雄住職（代表委員）は、避難先から来られて話をしてくれました。今年1月に第2原発への立入視察を行うなど、裁判にかける静かな闘志を感じました。富岡町は、「3年間時計が止まった町」で廃墟となった町並みが続いていた。第2原発から7km地点で、3マイクロシーベルトを示した。東京は0.02～0.5マイクロシーベルトと言われているので、とてつもなく大きな線量です。



除染が始まった富岡町フレキシブルコンテナバック

福島の人たちからの伝言は、①福島の実態を多くの人に伝えてほしい②「ふるさとをかえせ・福島原発避難者訴訟」「もとの生活をかえせ・原発被害いわき市民訴訟」の2つの裁判に協力してほしいとのことでした。東京電力は、東京・関東地域に、福島は東北電力が電気を供給しており、福島の人たちの犠牲の上に私たちの生活が成り立っていることを、痛感した旅でした。（代田5丁目・小澤 清子）

67年目の憲法記念日 “許すな！ 解釈で憲法改悪”

施行から67年を迎えた憲法記念日の5月3日、憲法解釈変更で集団的自衛権の行使容認という動きに反対する声が全国各地でひろがった。東京では、「5・3憲法集会&銀座パレード2014」が日比谷公会堂で開かれ3700人が参加。会場に入りきれない人たちが屋外の大型ビジョンで。私もその中の一人。

午後1時、実行委員会を代表して、許すな！憲法改悪・市民連絡会の高田健さんが開会あいさつ。続いて、ジャーナリストの津田大介さん、安倍内閣が憲法改正でなく憲法解釈を変えて集団的自衛権行使容認をもくろむのは、「無理が通れば道理が引っ込むというやり方。改憲論の人や自民党の中からも反発がでている」と批判。学習院大学教授の青井未帆さんは、立憲主義の意味を説明し、「憲法施行67年、9条が国家を縛ってきた。外国の市民も兵士も殺していない。殺されてもいない。誇るべきこと。一内閣の考えで解釈変更できるものではない。若者が棺で帰国するのを受け止められるのか。リアルに考えなければならぬ」と語った。社会民主党党首の吉田忠智さんは、「解釈改憲も明文改憲も許さない」と決意を述べた。日本共産党委員長の志位和夫さんは、安倍政権による集団的自衛権行使容認の狙いを述べ、「憲法9条に対する意見の違いを超え、『立憲主義を守れ』の一点で、広大な共同を築き、改憲策動を打ち砕こう」とよびかけた。

そのあと、暮らし、福祉、平和、教育など幅広い分野で活動している17人の人たちが1分間スピーチのリレートーク。「憲法を生かし、未来に希望をつなごう」とこもごも訴えた。アツという間の2時間だった。

集会後、銀座まで約1.5キロをパレードし、「平和憲法を守ろう」などとシュプレヒコールで沿道の人たちへ訴えたのでした。暑い熱い5月の一日でした。（代田5丁目・高岡岑郷）

～ 私たちが住み、暮らし、働いているまち 代田で、
「日本国憲法第9条」をまもり、活かす活動をすすめましょう ～

安保法制懇：報告書を安倍首相に提出

5月15日、安倍首相の「私的」諮問機関「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」が、報告書を作成し、安倍首相に提出する。内容は14日付の各紙に既に報道されているが、「集団的自衛権の行使」が憲法上容認できるという趣旨である。問題点はいろいろとあり、この結果は今後の国の進み方に大きな影響を与える。

憲法という国の最高の法を、行政機関である内閣が「解釈」でいろいろと変更できるのか、という問題がある。また、架空の事態をいろいろと想定することで、現実的ではないまま脅しによって、「戦争のできる国」にしてしまうという恐ろしい問題がある。

ぜひ、内容を読んで、このまま安倍の暴走を許さないよう、運動を強めていきましょう。

集会等の紹介

6月4日(水) 午後6時半～8時

「戦争する国」、ゴメンです。6・4九条の会東京のつどい

孫崎 享(元・外務省国際情報局長)さん、青井 未帆(学習院大学教授)さん、
小森 陽一(九条の会・事務局長)さん など

会場：なかのゼロ・大ホール(JR中央線・中野駅下車)

参加費：999円 予約受付中

主催：「九条の会東京のつどい」実行委員会

(連絡先：九条の会東京連絡会事務局)



6月10日(火) 午後6時～ 九条の会発足10周年講演会

「テーマ：集団的自衛権と憲法9条」

九条の会呼びかけ人・大江健三郎さん(作家) 奥平康弘さん(憲法研究者)
澤地久枝さん(作家)

池田香代子さん(翻訳家、世界平和アピール七人委員会) 金泳鎬さん(韓国・檀国大学碩座教授)

阪田雅裕さん(元内閣法制局長官=ビデオ出演)

会場：渋谷公会堂(東京都渋谷区宇田川町1-1 渋谷区役所隣)

参加費：1000円 予約受付中

主催：九条の会事務局 FAX03-3221-5076、電話 03-3221-5075

日本国憲法

前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2. 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。

国の交戦権は、これを認めない。

第99条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

お願い：ニュースの原稿を募集しています。400字位で、お近くの世話人までお寄せください。
また、活動費用に充てるためのカンパをお願いします。